

平成25年4月26日

第2483号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 救急病院の認定（202・医務薬事課）……………1
- 道路の供用開始（203・鹿角地域振興局建設部）……………1
- 建設業の許可の取消し（204・北秋田地域振興局建設部）……………2
- 道路の供用開始（205・平鹿地域振興局建設部）……………2
- 道路区域の変更（206、207・平鹿地域振興局建設部）……………2

公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施（総務事務センター）8件……………3
- 土地改良区の定款変更の認可（北秋田地域振興局農林部）……………14
- 土地改良区連合の土地改良事業計画の変更の認可申請を適当とする旨の決定（北秋田地域振興局農林部）……………14
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（秋田地域振興局農林部）……………14
- 土地改良区の定款変更の認可（秋田地域振興局農林部）3件……………15
- 土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可申請を適当とする旨の決定（秋田地域振興局農林部）4件……………15
- 県営土地改良事業工事の完了（秋田地域振興局農林部）……………16
- 県営土地改良事業工事の完了（仙北地域振興局農林部）……………16
- 土地改良区の定款変更の認可（平鹿地域振興局農林部）……………16
- 土地改良区の定款変更の認可（雄勝地域振興局農林部）……………16

監査委員公告

- 財政的援助団体等の監査結果に基づき講じた措置の公表……………17

告 示

秋田県告示第202号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の医療機関を救急病院に認定したので、同令第2条第1項の規定に基づき、告示する。

平成25年4月26日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 限
かつの厚生病院	鹿角市花輪字向畑18番地	平成28年4月30日

秋田県告示第203号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成25年4月26日

秋田県知事 佐竹敬久

1 供用開始の区間

道路の種類	路 線 名	区 間
県 道	十二所花輪大湯線	鹿角市尾去沢字田綱57番3地先から49番4まで

2 供用開始の期日 平成25年4月26日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 鹿角地域振興局建設部用地課

- (2) 期間 平成25年4月26日から同年5月9日まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

秋田県告示第204号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月26日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 処分をした年月日
平成25年4月11日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社五十嵐工務店
大館市早口字深沢岱39番地51
代表取締役 五十嵐 金 雄
秋田県知事許可（般-23）第11481号
- 3 処分の内容
建築工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
平成25年4月11日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第205号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成25年4月26日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	野崎十文字線	横手市大雄字耳取128番2地先から字精兵村20番2地先まで

- 2 供用開始の期日 平成25年4月26日
- 3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (1) 場所 平鹿地域振興局建設部用地課
 - (2) 期間 平成25年4月26日から同年5月9日まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

秋田県告示第206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成25年4月26日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	湯沢雄物川大曲線	横手市雄物川町谷地新田字沼田215番2地先から 字下立野20番2地先まで	8.20~13.80	1.100
	新	湯沢雄物川大曲線	〃	8.20~17.40	1.100

- 2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (1) 場所 平鹿地域振興局建設部用地課
 - (2) 期間 平成25年4月26日から同年5月9日まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1

条第1項に規定する県の休日を除く。)

秋田県告示第207号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成25年4月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	大曲大森 羽後線	横手市雄物川町矢神字吉花191番地先から14番地 先まで	12.00~22.00	1.185
	新	大曲大森 羽後線	〃	12.80~37.00	1.185

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 平鹿地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成25年4月26日から同年5月9日まで（秋田県の休日を含める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

公 告

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び数量
移動式バスケットボール用ゴール 4式（2対）
- (2) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。
- (3) 納入期限
平成25年10月25日（金）
- (4) 納入場所
秋田県立体育館

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - イ 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - ウ 入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - エ 秋田県物品等調達支払管理システム（電子情報処理組織（物品等の調達に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。）により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1項第1号に規定する電子証明書の発行を受けていること。
- (2) (1)イの資格に係る申請
(1)イの資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム（電子情報処理組織（競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。）により平成25年5月17日（金）までに申請すること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県出納局総務事務センター（電話018-860-2740）

(2) 調達システム（<http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTop.do?methodName=initDisplay>）により契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。

(3) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成25年4月26日（金）から同年6月4日（火）までの期間、(1)の場所において随時交付する。

(4) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法

平成25年4月26日（金）から同年6月4日（火）までの期間、調達システムにより利用することができる。

4 入札執行の日時及び場所

平成25年6月10日（月）午前10時

秋田市山王四丁目1番1号 秋田県出納局総務事務センター

5 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第160条から第163条までに規定するところによる。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記録された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記録すること。

(3) 入札の無効

秋田県財務規則第166条に規定するところによる。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより決定する。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記録された必要資料等を提出すること。

(7) その他

詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。

7 概要

Summary

(1) Nature and quantity of item to be purchased: Movable basketball goal 4

(2) Time-limit of tender: 10:00 A.M. 10 June, 2013

(3) Contact point for the notice : General Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2740

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月26日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び数量

ロータリ除雪車（2.6m、220kw級）24-R1 1台

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。

(3) 納入期限

平成26年1月14日（火）

- (4) 納入場所
秋田県仙北地域振興局建設部 1台
- 2 入札に参加する者に必要な資格等
- (1) 入札に参加する者に必要な資格
- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- イ 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- ウ 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- エ 秋田県物品等調達支払管理システム（電子情報処理組織（物品等の調達に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。）により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1項第1号に規定する電子証明書の発行を受けていること。
- (2) (1)イの資格に係る申請
- (1)イの資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム（電子情報処理組織（競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。）により平成25年5月17日（金）までに申請すること。
- 3 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県出納局総務事務センター（電話018-860-2740）
- (2) 調達システム（<http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTop.do?methodName=initDisplay>）により契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。
- (3) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成25年4月26日（金）から同年6月4日（火）までの期間、(1)の場所において随時交付する。
- (4) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法
平成25年4月26日（金）から同年6月4日（火）までの期間、調達システムにより利用することができる。
- 4 入札執行の日時及び場所
平成25年6月10日（月）午前10時
秋田市山王四丁目1番1号 秋田県出納局総務事務センター
- 5 入札保証金
秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第160条から第163条までに規定するところによる。
- 6 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記録された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記録すること。
- (3) 入札の無効
秋田県財務規則第166条に規定するところによる。
- (4) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより決定する。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記録された必要資料等を提出すること。
- (7) その他
詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。

7 概要

Summary

- (1) Nature and quantity of item to be purchased:
Rotary Snow Plow (Plow length: 2.6m class ; rated output: 220kw class) 24-R1 [1] unit
- (2) Time-limit of tender: 10:00 A.M. 10 June, 2013
- (3) Contact point for the notice : General Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2740

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び数量
小型ロータリ除雪車（1.3m、60kw級）24-M1 2台
- (2) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。
- (3) 納入期限
平成25年12月13日（金）
- (4) 納入場所
秋田県由利地域振興局建設部 2台

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
イ 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
ウ 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
エ 秋田県物品等調達支払管理システム（電子情報処理組織（物品等の調達に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。）により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1項第1号に規定する電子証明書の発行を受けていること。
(2) (1)イの資格に係る申請
(1)イの資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム（電子情報処理組織（競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。）により平成25年5月17日（金）までに申請すること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県出納局総務事務センター（電話018-860-2740）
- (2) 調達システム（<http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTop.do?methodName=initDisplay>）により契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。
- (3) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成25年4月26日（金）から同年6月4日（火）までの期間、(1)の場所において随時交付する。
- (4) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法
平成25年4月26日（金）から同年6月4日（火）までの期間、調達システムにより利用することができる。

4 入札執行の日時及び場所

平成25年6月10日（月）午前10時
秋田市山王四丁目1番1号 秋田県出納局総務事務センター

5 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第160条から第163条までに規定するところによる。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記録された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記録すること。

(3) 入札の無効

秋田県財務規則第166条に規定するところによる。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより決定する。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記録された必要資料等を提出すること。

(7) その他

詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。

7 概要

Summary

(1) Nature and quantity of item to be purchased:

Small Size Rotary Snow Plow (Plow length:1.3m class ; rated output: 60kw class) 24-M1
[2] unit

(2) Time-limit of tender: 10:00 A.M. 10 June, 2013

(3) Contact point for the notice : General Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2740

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び数量

ロータリ除雪車（2.6m、290kw級）25-R1 1台

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。

(3) 納入期限

平成26年1月14日（火）

(4) 納入場所

秋田県仙北地域振興局建設部 1台

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

ウ 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

エ 秋田県物品等調達支払管理システム（電子情報処理組織（物品等の調達に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要な事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。）により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1項第1号に規定する電子証明書の発行を受けていること。

(2) (1)イの資格に係る申請

(1)イの資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム（電子情報処理組織（競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。）により平成25年5月17日（金）までに申請すること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県出納局総務事務センター（電話018-860-2740）

(2) 調達システム（<http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTop.do?methodName=initDisplay>）により契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。

(3) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成25年4月26日（金）から同年6月4日（火）までの期間、(1)の場所において随時交付する。

(4) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法

平成25年4月26日（金）から同年6月4日（火）までの期間、調達システムにより利用することができる。

4 入札執行の日時及び場所

平成25年6月10日（月）午前10時
秋田市山王四丁目1番1号 秋田県出納局総務事務センター

5 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第160条から第163条までに規定するところによる。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記録された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記録すること。

(3) 入札の無効

秋田県財務規則第166条に規定するところによる。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより決定する。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記録された必要資料等を提出すること。

(7) その他

詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。

7 概要

Summary

(1) Nature and quantity of item to be purchased:

Rotary Snow Plow (Plow length: 2.6m class ; rated output: 290kw class) 25-R1 [1] unit

(2) Time-limit of tender: 10:00 A.M. 10 June, 2013

(3) Contact point for the notice : General Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2740

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入物品の名称及び数量
ロータリ除雪車(2.6m、220kw級)25-R2 1台
 - (2) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。
 - (3) 納入期限
平成26年1月14日(火)
 - (4) 納入場所
秋田県由利地域振興局建設部 1台
- 2 入札に参加する者に必要な資格等
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - イ 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - ウ 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - エ 秋田県物品等調達支払管理システム(電子情報処理組織(物品等の調達に関する事務を処理するためのものに限る。))を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。)により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号)第4条第1項第1号に規定する電子証明書の発行を受けていること。
 - (2) (1)イの資格に係る申請
(1)イの資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム(電子情報処理組織(競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。))を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。)により平成25年5月17日(金)までに申請すること。
- 3 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県出納局総務事務センター(電話018-860-2740)
 - (2) 調達システム(<http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTop.do?methodName=initDisplay>)により契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。
 - (3) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成25年4月26日(金)から同年6月4日(火)までの期間、(1)の場所において随時交付する。
 - (4) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法
平成25年4月26日(金)から同年6月4日(火)までの期間、調達システムにより利用することができる。
- 4 入札執行の日時及び場所
平成25年6月10日(月)午前10時
秋田市山王四丁目1番1号 秋田県出納局総務事務センター
- 5 入札保証金
秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第160条から第163条までに規定するところによる。
- 6 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記録された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記録すること。
 - (3) 入札の無効
秋田県財務規則第166条に規定するところによる。
 - (4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより決定する。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記録された必要資料等を提出すること。

(7) その他

詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。

7 概要

Summary

(1) Nature and quantity of item to be purchased:

Rotary Snow Plow (Plow length: 2.6m class ; rated output: 220kw class) 25-R2 [1] unit

(2) Time-limit of tender: 10:00 A.M. 10 June, 2013

(3) Contact point for the notice : General Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2740

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び数量

ロータリ除雪車（2.2m、180kw級）25-R3 2台

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。

(3) 納入期限

平成26年1月14日（火）

(4) 納入場所

秋田県秋田地域振興局建設部 2台

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

ウ 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

エ 秋田県物品等調達支払管理システム（電子情報処理組織（物品等の調達に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。）により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1項第1号に規定する電子証明書の発行を受けていること。

(2) (1)イの資格に係る申請

(1)イの資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム（電子情報処理組織（競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。）により平成25年5月17日（金）までに申請すること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県出納局総務事務センター（電話018-860-2740）

(2) 調達システム（<http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTop.do?methodName=initDisplay>）により契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。

(3) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成25年4

月26日(金)から同年6月4日(火)までの期間、(1)の場所において随時交付する。

(4) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法

平成25年4月26日(金)から同年6月4日(火)までの期間、調達システムにより利用することができる。

4 入札執行の日時及び場所

平成25年6月10日(月)午前10時

秋田市山王四丁目1番1号 秋田県出納局総務事務センター

5 入札保証金

秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第160条から第163条までに規定するところによる。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記録された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記録すること。

(3) 入札の無効

秋田県財務規則第166条に規定するところによる。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより決定する。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記録された必要資料等を提出すること。

(7) その他

詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。

7 概要

Summary

(1) Nature and quantity of item to be purchased:

Rotary Snow Plow (Plow length: 2.2m class : rated output: 180kw class) 25-R3 [2] unit

(2) Time-limit of tender: 10:00 A.M. 10 June, 2013

(3) Contact point for the notice : General Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2740

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月26日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び数量

除雪グレーダ(4.0m級) 25-G1 2台

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。

(3) 納入期限

平成25年9月24日(火)

(4) 納入場所

秋田県鹿角地域振興局建設部 1台

秋田県雄勝地域振興局建設部 1台

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

ウ 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

エ 秋田県物品等調達支払管理システム（電子情報処理組織（物品等の調達に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。）により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1項第1号に規定する電子証明書の発行を受けていること。

(2) (1)イの資格に係る申請

(1)イの資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム（電子情報処理組織（競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。）により平成25年5月17日（金）までに申請すること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県出納局総務事務センター（電話018-860-2740）

(2) 調達システム（<http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTop.do?methodName=initDisplay>）により契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。

(3) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成25年4月26日（金）から同年6月4日（火）までの期間、(1)の場所において随時交付する。

(4) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法

平成25年4月26日（金）から同年6月4日（火）までの期間、調達システムにより利用することができる。

4 入札執行の日時及び場所

平成25年6月10日（月）午前10時

秋田市山王四丁目1番1号 秋田県出納局総務事務センター

5 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第160条から第163条までに規定するところによる。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記録された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記録すること。

(3) 入札の無効

秋田県財務規則第166条に規定するところによる。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより決定する。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記録された必要資料等を提出すること。

(7) その他

詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。

7 概要

Summary

(1) Nature and quantity of item to be purchased:

Snow Removing Motor Grader (4.0m class) 25-G1 [2] unit

(2) Time-limit of tender: 10:00 A.M. 10 June, 2013

(3) Contact point for the notice : General Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2740

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び数量

除雪グレーダ（4.0m級、シャッタープレート付）25-G2 2台

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。

(3) 納入期限

平成25年9月24日（火）

(4) 納入場所

秋田県北秋田地域振興局建設部 1台

秋田県雄勝地域振興局建設部 1台

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

ウ 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

エ 秋田県物品等調達支払管理システム（電子情報処理組織（物品等の調達に関する事務を処理するためのものに限る。））を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。）により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1項第1号に規定する電子証明書の発行を受けていること。

(2) (1)イの資格に係る申請

(1)イの資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム（電子情報処理組織（競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。））を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。）により平成25年5月17日（金）までに申請すること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県出納局総務事務センター（電話018-860-2740）

(2) 調達システム（<http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTop.do?methodName=initDisplay>）により契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。

(3) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成25年4月26日（金）から同年6月4日（火）までの期間、(1)の場所において随時交付する。

(4) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法

平成25年4月26日（金）から同年6月4日（火）までの期間、調達システムにより利用することができる。

4 入札執行の日時及び場所

平成25年6月10日（月）午前10時

秋田市山王四丁目1番1号 秋田県出納局総務事務センター

5 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第160条から第163条までに規定するところによる。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記録された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記録すること。

(3) 入札の無効

秋田県財務規則第166条に規定するところによる。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより決定する。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記録された必要資料等を提出すること。

(7) その他

詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。

7 概要

Summary

(1) Nature and quantity of item to be purchased:

Snow Removing Motor Grader with shutter-blade (4.0m class) 25-G2 [2] unit

(2) Time-limit of tender: 10:00 A.M. 10 June, 2013

(3) Contact point for the notice : General Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2740

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、北秋田郡上小阿仁村土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年4月18日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月26日

秋田県知事 佐竹 敬久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、米代川筋土地改良区連合からなされた土地改良事業計画の変更に係る申請を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月26日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業（維持管理事業）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成25年4月30日から同年5月29日まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）
- 3 縦覧場所 大館市役所産業部農林課

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、男鹿市北浦一ノ目潟土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月26日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 退任理事の住所及び氏名

男鹿市北浦西水口字80番地2	戸嶋 幸三
〃 北浦野村字前野81番地	嶋 宮 義彦
〃 北浦湯本字隠台39番地15	渡 邊 文一郎
〃 北浦西水口字櫓坂70番地1	塚 本 繁 輝
〃 北浦湯本字福ノ沢60番地1	大坂谷 武
〃 〃 〃 50番地	渡 辺 勝 則
〃 北浦野村字前野66番地	細 井 正 敏

男鹿市北浦西水口字櫛坂56番地 1	登 藤 清
〃 〃 〃 字大坂下11番地	島 宮 東 市
〃 北浦野村字前野40番地 1	小 林 文 生
〃 〃 〃 48番地	嶋 宮 信 雄
2 就任理事の住所及び氏名	
男鹿市北浦西水口字80番地 2	戸 嶋 幸 三
〃 北浦野村字前野81番地	嶋 宮 義 彦
〃 北浦湯本字隠台39番地15	渡 邊 文 一 郎
〃 北浦西水口字櫛坂70番地 1	塚 本 繁 輝
〃 北浦湯本字苗代沢13番地	桧 山 廣
〃 〃 〃 字福ノ沢50番地	渡 辺 勝 則
〃 北浦野村字前野66番地	細 井 正 敏
〃 北浦西水口字櫛坂56番地 1	登 藤 清
〃 〃 〃 字大坂下11番地	島 宮 東 市
〃 北浦野村字前野40番地 1	小 林 文 生
〃 〃 〃 48番地	嶋 宮 信 雄
3 退任監事の住所及び氏名	
男鹿市北浦野村字前野63番地	細 井 照 夫
〃 北浦西水口字堂ノ前76番地	塚 本 正 志
〃 北浦湯本字苗代沢13番地	桧 山 廣
4 就任監事の住所及び氏名	
男鹿市北浦野村字前野63番地	細 井 照 夫
〃 北浦西水口字堂ノ前76番地	塚 本 正 志
〃 北浦湯本字福ノ沢60番地 1	大坂谷 武

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、男鹿市若美土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年4月12日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、井川町土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年4月18日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、男鹿市払戸土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年4月19日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、河辺土地改良区からなされた土地改良事業（維持管理）計画の変更に係る申請を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業（維持管理）計画書及び定款の写し
- 2 縦覧期間 平成25年4月26日から同年5月28日まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）
- 3 縦覧場所 秋田市河辺市民サービスセンター

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、雄和土地改良区からなされた土地改良事業（維持管理）計画の変更に係る申請を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業（維持管理）計画書及び定款の写し
- 2 縦覧期間 平成25年4月26日から同年5月28日まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）
- 3 縦覧場所 秋田市雄和市民サービスセンター

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、左手子土地改良区からなされた土地改良事業（維持管理）計画の変更に係る申請を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業（維持管理）計画書及び定款の写し
- 2 縦覧期間 平成25年4月26日から同年5月28日まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）
- 3 縦覧場所 秋田市雄和市民サービスセンター

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、大潟土地改良区からなされた土地改良事業（維持管理）計画の変更に係る申請を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業（維持管理）計画書及び定款の写し
- 2 縦覧期間 平成25年4月26日から同年5月28日まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）
- 3 縦覧場所 大潟村産業建設課

県営土地改良事業（仁井田堰2期地区ため池等（用排水施設）事業）につき、その工事を平成25年3月25日完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律195号）第113条の2第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 県営土地改良事業（鶯野地区農地集積加速化基盤整備事業）
完了年月日 平成25年3月27日
- 2 県営土地改良事業（潟尻地区ため池等整備事業）
完了年月日 平成24年11月27日
- 3 県営土地改良事業（南外地区防災ダム事業）
完了年月日 平成25年2月8日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、横手市沼館土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年4月17日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、湯沢市中央土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年4月17日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

監 査 委 員 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を実施し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。

平成25年4月26日

秋田県監査委員 小 田 美恵子
 秋田県監査委員 土 谷 勝 悦
 秋田県監査委員 大 山 幹 弥
 秋田県監査委員 阿 部 博 昭
 財—————23
 平成25年4月12日

秋田県監査委員 小 田 美恵子
 秋田県監査委員 土 谷 勝 悦 様
 秋田県監査委員 大 山 幹 弥
 秋田県監査委員 阿 部 博 昭

秋田県知事 佐 竹 敬 久

財政的援助団体等の監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成25年3月22日付け監委-698で通知のあったことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

監査箇所名	財団法人秋田県総合公社	所管課名	総務課								
監査年月日	平成25年2月1日										
(指摘事項)											
1 秋田県立武道館の消耗品購入契約などにおいて、3人以上から見積書を徴すべきものを1人から徴して随意契約しているため、今後は財務規程を遵守すること。											
2 秋田県立総合プールのタッチ板センサー修繕契約において、契約書を作成しないまま、口頭で分割払いの約束をし、未払金に計上しないで支払いし会計処理しているため、今後は財務規程を遵守すること。											
3 秋田県立総合プールの経費支払いにおいて、担当職員は証拠書類がないにもかかわらず、上司の承認を得ないまま2度に渡り42万円ずつ支出することができるなど、管理監督者の管理体制に問題があると言わざるを得ない事務処理をしているため、今後は適正に管理監督すること。											
(所管課措置事項)											
1～3 財務規程を遵守し、適正な契約手続及び会計処理を行うとともに、法人内で会計処理に関する研修会を開催するなど、職員への同規程の周知徹底と法令遵守の徹底を図るよう要請しました。 また、契約、支払業務等のチェック体制を強化し、適正な管理監督に努めるよう要請しました。											
監査箇所名	公立大学法人国際教養大学	所管課名	学術振興課								
監査年月日	平成25年2月1日										
(指摘事項)											
1 授業料等に係る未収金の回収に一層努めること。 未収金額（監査日現在）											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>金 額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>授業料</td> <td>285,800</td> </tr> <tr> <td>家賃等</td> <td>48,330</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>334,130</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	金 額 (円)	授業料	285,800	家賃等	48,330	計	334,130
項 目	金 額 (円)										
授業料	285,800										
家賃等	48,330										
計	334,130										
2 カフェテリア増築設計業務委託契約において、競争入札に付すべき金額であるにもかかわらず、随意契約し											

ているので、今後は会計規程を遵守すること。

(所管課措置事項)

- 1 未収金の回収について、通常の督促に加え、分割による納付計画など多様な方法を行い、回収に努めるよう法人に指導しました。

未収金の回収状況

(単位：円)

項 目	未収金額	回収金額	平成25年3月25日現在の残高
授業料	285,800	30,000	255,800
家賃等	48,330	0	48,330
計	334,130	30,000	304,130

- 2 契約に際して規程解釈に誤りがあったことから、適正な契約事務の遂行のため規程の遵守とチェック機能の強化を行うよう法人に指導しました。

監査箇所名	公立大学法人秋田県立大学	所 管 課 名	学術振興課
-------	--------------	---------	-------

監査年月日	平成25年2月4日
-------	-----------

(指摘事項)

授業料に係る未収金の回収に一層努めること。

未収金額(監査日現在)

項 目	金 額 (円)
授業料	361,740

(所管課措置事項)

未収金の回収について、分割による納付計画などにより回収に努めるよう法人に指導しました。

未収金の回収状況

(単位：円)

項 目	未収金額	回収金額	平成25年3月19日現在の残高
授業料	361,740	361,740	0

監査箇所名	地方独立行政法人秋田県立療育機構	所 管 課 名	障害福祉課
-------	------------------	---------	-------

監査年月日	平成25年2月5日
-------	-----------

(指摘事項)

- 1 日用品費等に係る未収金の回収に一層努めること。

未収金額(監査日現在)

項 目	金 額 (円)
日用品費	463,516
利用者負担金	133,530
外来	9,480
その他医業	2,100
その他	868
計	609,494

- 2 私物洗濯業務委託契約において、競争入札に付すべき金額であるにもかかわらず、随意契約しているため、今後は契約事務取扱規程を遵守すること。

(所管課措置事項)

1 未収金の回収状況

(単位：円)

項 目	未収金額	回収金額	平成25年3月29日現在の残高
日用品費	463,516	100,650	362,866
利用者負担金	133,530	18,600	114,930
外来	9,480		9,480
その他医業	2,100		2,100
その他	868		868
計	609,494	119,250	490,244

未収金の発生防止や債権管理のための体制づくりに取り組むこと、また、未納者に対し、電話や訪問による督促を行うほか、分納等による支払を勧奨する等、引き続き未収金の回収に努めること、さらに、消滅時効に係る未納者については、支払督促等の法的手続きを執ること等を指導しております。

2 契約事務取扱規程に基づき、適切な手続きによる契約事務を行うよう指導しております。

監査箇所名	地方独立行政法人秋田県立病院機構	所 管 課 名	医務薬事課
監査年月日	平成25年1月31日		

(指摘事項)

1 入院等に係る未収金の回収に一層努めること。

未収金額（監査日現在）

項 目	金 額 (円)
入院	19,581,629
外来	516,371
その他医業	127,220
医業外	1,750
計	20,226,970

2 リハビリテーション・精神医療センターのバス停敷地に係る固定資産の貸付手続き及び貸付料の免除手続きがなされていないので、今後は適切に処理すること。

(所管課措置事項)

1 未収金の回収状況

(単位：円)

項 目	未収金額	回収金額	平成25年3月22日現在の残高
入院	19,581,629	976,300	18,605,329
外来	516,371	19,850	496,521
その他医業	127,220	2,000	125,220
医業外	1,750	0	1,750
計	20,226,970	998,150	19,228,820

未収金対策として、分割納付や連帯保証人への請求などの未払者の状況に応じた回収をはじめ、内容証明郵便による催告で消滅時効成立防止を図るための法的措置を行うなど、一層の回収強化を図るよう指示し、秋田県立病院機構（以下病院機構）においても当該措置に努めています。

また、未収金の未然防止として病院機構が行っている患者の利便性を図ったクレジットカードによる支払や、入院時における限度額適用認定証の申請手続きに係る説明の実施等についても、引き続き努めるよう指示してまいります。

2 固定資産貸付許可及び貸付料の免除手続きについては、適切な事務を行うよう指示し、平成25年3月28日付けで手続きを済ませております。今後も、適切な時期に事務処理を行うよう病院機構に指示してまいります。

監査箇所名	社団法人秋田県農業公社	所 管 課 名	農林政策課
-------	-------------	---------	-------

監査年月日 平成25年1月31日

(指摘事項)

家畜導入事業等に係る未収金の回収に一層努めること。

未収金額（監査日現在）

項 目	金 額 (円)
家畜導入事業	106,409,098
売買・賃貸借事業	42,153,795
就農支援資金貸付金	2,105,000
農作業受委託事業	1,477,000
新規参入円滑化等対策事業	1,221,000
比内地鶏素雛供給事業	869,700
自衛防疫強化対策事業	95,200
死亡牛緊急検査処理円滑化推進事業	44,100
計	154,374,893

(所管課措置事項)

1 未収金の回収について

未収金の回収は公社の財政基盤の健全化を図る上で極めて重要な課題であることから、引き続き債務者との個別協議や支払能力にあった納入を促進するよう指導してまいります。

また、法的な措置による回収を進めるほか、未収農家の経済実態等を再確認させ償却措置を含めた未収金の回収に努めるよう指導してまいります。

2 未収金額

(単位：円)

項 目	監査日現在の金額	平成25年3月22日現在の残高
家畜導入事業	106,409,098	106,194,098
売買・賃貸借事業	42,153,795	41,110,396
就農支援資金貸付金	2,105,000	2,105,000
農作業受委託事業	1,477,000	1,477,000
新規参入円滑化等対策事業	1,221,000	1,221,000
比内地鶏素雛供給事業	869,700	869,700
自衛防疫強化対策事業	95,200	95,200
死亡牛緊急検査処理円滑化推進事業	44,100	0
計	154,374,893	153,072,394

監査箇所名 公益財団法人あきた企業活性化センター

所管課名

地域産業振興課

監査年月日 平成25年2月5日

(指摘事項)

機械類貸与事業等に係る未収金の回収に一層努めること。

未収金額（監査日現在）

項 目	金 額 (円)
機械類貸与事業	212,836,008
設備資金貸付事業	75,748,306
設備貸与事業	40,793,590

ビジネスインキュベーション総合支援事業	28,000
計	329,405,904

(所管課措置事項)

御指摘のありました未収金の回収については、(公財)あきた企業活性化センターに債権管理の実務に精通した非常勤職員及びプロパー職員を配置しており、これら職員が未収金回収状況を踏まえて毎月初めに作成した訪問計画に従い、定期的な企業訪問による経営状況確認と債務者等の資産状況の確認に努めるよう指導しているほか、支払延期を求める企業等についても、同センター職員が経営状況を把握した上で立案に協力した返済計画に従って償還を進めるよう、指導しております。

この結果、未収企業30社より定期的な入金があり、うち1社については平成24年度に償還が終了しました。また、償還が滞っている企業9社を訪問・交渉した結果、新たに4社が償還を再開し、これまで支払いが皆無であった保証人からも入金がありました。

以上の回収活動等により、平成25年3月末現在の未収金は326,924,658円となり、前年度残高から48,491,453円減少しております。

今後とも未収金の債権管理を強化するとともに、未収企業が倒産・破産した場合についても債務者及び連帯保証人との折衝を進め、必要に応じて法的な手続きによる回収を進めるなど、それぞれの状況に即した対策を講ずるよう、引き続き指導してまいります。

未収金額(平成25年3月末現在)

(単位:円)

項 目	23年度末	監査日現在 a	平成25年3月 末現在の残高 b	回収状況 a - b
機械類貸与事業	241,740,245	212,836,008	211,587,310	1,248,698
設備資金貸付事業	83,420,201	75,748,306	74,925,758	822,548
設備貸与事業	50,227,665	40,793,590	40,383,590	410,000
ビジネスインキュベーション総合 支援事業	28,000	28,000	28,000	0
計	375,416,111	329,405,904	326,924,658	2,481,246

正 誤

平成25年4月12日(第2479号)掲載の秋田県告示第178号(特定計量器定期検査の実施)
(原稿誤り)

5ページ表中「三種町」の検査期日等について、

検査期日	検査時間	検査場所
平成25年5月27日	午後1時30分から 午後3時まで	八竜農村環境改善センター
平成25年5月28日	午前10時から 午前11時30分まで	三種町琴丘公民館
平成25年5月28日	午後1時30分から 午後3時30分まで	三種町山本公民館

は

検査期日	検査時間	検査場所
平成25年5月27日	午前10時から 午後3時まで	三種町琴丘総合体育館
平成25年5月28日	午前10時から 午後3時まで	三種町山本公民館
平成25年5月30日	午前10時から 午後3時まで	三種町八竜共同福祉施設
平成25年5月31日	午前10時から 午後3時まで	

の誤り。

5 ページ表中「大潟村」の検査時間について、

午前10時30分から は 午前9時30分から の誤り。
午後0時30分まで 午後3時30分まで

5 ページ表中「能代市」の検査場所について、

能代市山本広域交流センター は 能代市中央公民館 の誤り。